

(平成21年12月9日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

6 件

厚生年金関係

6 件

滋賀厚生年金 事案 513

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年5月16日から36年1月25日まで
② 昭和36年5月22日から39年12月16日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の被保険者記録を確認したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとの回答をもらったが、請求したことも、受け取った記憶も無いので、厚生年金保険の被保険者期間であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 514

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 4 月 1 日から 41 年 4 月 1 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の記録を確認したところ、A社における資格取得日が昭和 41 年 4 月 1 日とされているが、同社には 37 年 7 月 17 日にアルバイト従業員として入社し、38 年 4 月 1 日に正社員として採用された。39 年 9 月 24 日付け消印の同社の寮に郵送された封筒が残っているので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の寮に郵送された昭和 39 年 9 月 24 日付け消印の封筒及び複数の同僚の証言から、申立人は、期間は特定できないものの、厚生年金保険の資格取得日以前から当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、雇用保険の記録によると、申立人の資格取得日は昭和 41 年 4 月 1 日であることが確認できるが、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載がある申立期間前後に厚生年金保険の資格を取得した者で、雇用保険の加入記録が確認できる 13 名のうち、申立人を含む 11 名は、雇用保険の資格取得日と厚生年金保険の資格取得日が一致しており、残る 2 名は、厚生年金保険の資格取得日より前に雇用保険の資格を取得しているが、これらの者が厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、当該事業所が厚生年金保険の新規適用事業所となった 38 年 4 月 1 日であることが確認できる。

また、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主にも聴取できないことから、申立人の申立期間における当該事業所での勤務実態等について確認することはできなかった。

さらに、申立期間に当該事業所に勤務していた同僚に照会したが、申立ての

事実を裏付ける証言等は得られなかった。

加えて、社会保険事務所が保管する当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認しても、申立期間に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 515

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 4 月 1 日から同年 10 月 26 日まで
A社における申立期間の標準報酬月額が、社会保険庁の記録では 9 万 2,000 円とされているが、給与は、それ以前の期間と変わらなかったため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、平成 10 年 5 月 1 日までの期間については 59 万円と記録されているが、同年 5 月 19 日付けで、同年 5 月 1 日以降の標準報酬月額が 50 万円に、同年 9 月 2 日付けで、同年 10 月 1 日以降の標準報酬月額が 36 万円に、同年 10 月 9 日付けで、同年 10 月 1 日以降の標準報酬月額が 9 万 8,000 円に変更された後、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日（同年 10 月 26 日）以降の同年 12 月 11 日付けで、同年 4 月 1 日にさかのぼって 9 万 2,000 円に訂正されており、これらの処理は、当時、当該事業所の社会保険事務を受託していた社会保険労務士事務所が保管する健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書、健康保険厚生年金保険被保険者資格事項取消確認通知書等から、事業主の届出により行われたものであることが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本から、申立人は、申立期間のうち、平成 10 年 10 月 1 日までは、当該事業所の代表取締役であり、その辞任後も、申立人の当時の妻が代表取締役に就任し、自らは取締役であったことが確認できる上、申立人の当時の妻は、「平成 10 年 10 月ごろ、会社の借金返済の催促が来たので、申立人に会社を今後どうするのかと聞いたところ、会社の権利を放棄する旨の発言をしたので、会社の実印を受け取った。」と証言しており、申立人も実印を渡したことを認めていることから、申立人は、会社の運営に係る

一切の処理を妻に一任したものと考えられ、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理についても同意したものと認められる。

また、申立人は、申立期間についても、それ以前と給与は変わらなかったと申し立てているが、当時、A社の社会保険事務を受託していた社会保険労務士は、「当時、当該事業所は、かなりの保険料を滞納しており、申立人は給料をほとんどもらっていないと言っていたように記憶している。」と証言しており、当該事業所が保管する賃金台帳を見ても、申立人に対する支払額は、平成10年7月以降は月額10万円と記載されている上、その主張する標準報酬月額に見合う厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立人は、「厚生年金保険料は手形で納付していた。」と供述しているが、社会保険事務所は、「厚生年金保険料の納付は、通常、納付書によるか口座振替によるかのいずれかであり、手形で納付してもらうことはない。保険料の滞納があった場合には、手形や小切手で納付してもらうこともある。」と回答していることから、当該事業所は、申立期間における厚生年金保険料を滞納しており、これに係る社会保険事務所への届出に申立人が関与していたことがうかがわれる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役及び取締役として、自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理に関与及び同意しながら、当該処理の無効を主張することは、信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 25 日から 27 年 1 月まで
② 昭和 30 年 1 月から 31 年 12 月まで
③ 昭和 32 年 11 月から 36 年まで

昭和 26 年 3 月 20 日に中学校を卒業し、同年 3 月 25 日、A 事業所に就職した。初月給の明細書において厚生年金保険料が控除されていたことを覚えている。その後、②の期間は、B 社に勤務し、③の期間は、C 社、D 社（33 年から 34 年 7 月まで）、E 株式会社（34 年 8 月から 35 年まで）と転職を繰り返しているが、厚生年金保険料を控除されていた記憶があるので、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 43 年 2 月 25 日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の連絡先が不明であることから、申立人の申立期間における当該事業所での勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚について記憶しておらず、その証言等を得ることができない。

申立期間②については、B 社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 31 年 6 月 1 日であり、申立期間のうち、同日までは適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、当時の同僚は、「入社したのは申立人と一緒だったと思うが、詳細は分からない。」と証言しているところ、当該同僚は、申立期間②後の昭和 32 年 1 月 10 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる

上、別の同僚は、「入社後、正社員になるまで1年ぐらいの試用期間があった。厚生年金保険には試用期間後、正社員となった時に加入させてもらった。」と証言していることから、当時、当該事業所には、試用期間があり、試用期間中の者については、厚生年金保険に加入させていなかったものと推認できる。

加えて、B社は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の有無等を確認できる資料を有しておらず、申立ての事実を確認することができない。

申立期間③については、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年3月1日であり、申立期間は適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、C社は、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入の有無等を確認できる資料を有しておらず、申立ての事実については不明と回答している。

さらに、申立人が一緒に仕事をしていたと申し立てている同僚は、聴取することができないため、申立ての事実を裏付ける証言等は得られない。

申立期間③のうち、昭和33年から34年7月までの期間については、申立人がF社の下請として勤務していたと申し立てている「D社」は、厚生年金保険の適用事業所としては見当たらない上、F社に照会しても、当該事業所については不明と回答しており、申立てに係る事業所を特定することができない。

また、申立人が一緒に仕事をしていたと申し立てている同僚に聴取することができず、申立ての事実を裏付ける証言等は得られない。

申立期間③のうち、昭和34年8月から35年までの期間については、申立人は、「E株式会社」という事業所に勤務し、その所在地はG市と記憶していると申し立てているが、同市には、「E株式会社」及びこれに類する名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、株式会社Eという厚生年金保険適用事業所がH市に存在するが、同社は、「申立人は当社の社員ではない。下請事業所の従業員であった可能性があるが、記録は残っておらず不明である。」と回答しており、申立てに係る事業所を特定することができない。

さらに、申立人は、当該事業所における同僚について記憶しておらず、その証言等を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 517

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 20 日から 34 年 6 月 1 日まで
昭和 32 年 5 月から A 事業所に勤務していたにもかかわらず、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は 34 年 6 月 1 日とされている。納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人が当時の勤務状況について具体的に供述していることから、入社日は明らかではないが、申立人が申立期間の大半において、A 事業所に勤務していたことは推認することができる。

しかしながら、申立人と同様、昭和 34 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した同僚が 3 人おり、うち 2 人（外の 1 人は死亡）に聴取したところ、いずれも入社日と被保険者資格の取得日が一致していないと証言しており、厚生年金保険の加入記録に、それぞれ 1 年 5 か月、9 か月の空白期間が確認できる。

また、当該同僚の 1 人は、「当時は仕事が続くかどうかを判断できるまで、しばらく厚生年金保険に加入させてくれなかったのかもしれない。」と証言していることから、申立期間当時、事業主は、従業員の入社と同時に厚生年金保険の被保険者資格を取得させることに消極的であったことがうかがわれ、一定期間に入社した従業員をある程度まとめて、被保険者資格を取得させていたものと推認される。

さらに、当該事業所は、既に廃業しており、当時の事業主は死亡していることから、申立人の勤務状況、厚生年金保険の適用状況及び厚生年金保険料の控除の状況を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険の控除について確認で

きる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 518

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 10 月 10 日から同年 11 月 1 日まで
A社を退職して、すぐにB社C支店に入社したので、厚生年金保険の空白期間は無いと思っている。同社同支店には昭和 44 年 11 月 1 日に入社した。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の辞表には、「一身上の都合により昭和 44 年 10 月 9 日付をもって退職させていただきます。」と記載されている。

また、二人の同僚が、「申立人と一緒に昭和 44 年 10 月中旬にA社を退職した。」と証言しており、社会保険庁の記録によると、当該二人の被保険者期間も、厚生年金保険法第 19 条により、資格を喪失した月である同年 10 月は厚生年金保険の被保険者期間とされていないことが確認できる。

さらに、A社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、申立人の資格喪失日が昭和 44 年 10 月 10 日と記載されており、社会保険庁の記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。